諮問番号：令和７年度諮問第１１号

答申番号：令和７年度答申第１２号

答　申　書

**第１　審査会の結論**

　○○○○○○○保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、令和５年５月２５日付けで審査請求人に対して行った生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２４条第９項において準用する同条第３項に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

**第２　審査関係人等の主張の要旨**

１　審査請求人

審査請求人は働けず、○○○○○○○○も患っており、収入認定額を変更した本件処分は違法または不当である。

よって、本件処分の取消しを求める。

２　審査庁

本件審査請求は棄却すべきである。

**第３　審理員意見書の要旨**

１　審理員意見書の結論

本件審査請求は棄却されるべきである。

２　審理員意見書の理由

（１）本件では、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金額が変更されたことに伴い、収入認定額を変更し、令和５年６月分の保護費を決定する本件処分を行ったことが認められる。

（２）法第８条第１項及び生活保護法による保護の基準（昭和３８年４月１日厚生省告示第１５８号。以下「保護の基準」という。）のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている（最高裁昭和４２年５月２４日大法廷判決・民集２１巻５号１０４３頁）。

また、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３６年４月１日厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８の２、次官通知第８の３（２）ア（ア）、生活保護法による保護の実施要領について（昭和３８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８の１（４）アのとおり、収入の認定は、月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。そして、年金等の収入については、その実際の受給額を認定することとされ、１年以内の期間ごとに支給される年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そして、国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）第１８条第３項、第３３条第１項、国民年金法施行令等の一部を改正する政令（令和５年政令第１１７号）第９条による改正後の国民年金法による改定率の改定等に関する政令（平成１７年政令第９２号。以下「本件政令」という。）第１条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成２４年法律第１０２号）第４条第１項、第１５条第１項、第１６条、第１９条において準用する第６条第１項、年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和５年政令第１２２号）による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令（平成３０年政令第３６４号。以下「施行令」という。）第４条の２のとおり、障害基礎年金の額は、毎年度改定される改定率を当該年度の４月以降の年金の給付に適用することとされ、障害年金生活者支援給付金は、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数に応じてその翌年の４月以降の給付基準額を改定することとされている。

これらを踏まえ、以下、本件処分の適否について検討すると、国民年金法第１８条第３項、第３３条第１項及び本件政令第１条により、令和５年度の審査請求人にかかる障害基礎年金額は７９５,０００円であり、局長通知第８の１（４）アのとおりこれを各月に分割すると、１月あたりの額は６６,２５０円である。また、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第４条第１項から第３項、第１５条第１項、第１６条及び施行令第４条の２により、同年度の審査請求人にかかる年金生活者支援給付金額は５,１４０円である。このように、処分庁は、障害基礎年金の額については毎年度改定されるものであることを踏まえ、審査請求人の受給する障害基礎年金の額が令和５年６月の支給分から月額６６,２５０円に改定されること、また、障害年金生活者支援給付金の額が同月の支給分から月額５,１４０円に改定されることを予め把握していたことから、次官通知第８の２のとおり、収入として認定すべき額がほぼ確実に推定できたものと認められる。

したがって、本件処分は、令和５年６月分の保護費について、保護の基準に基づき、審査請求人の基準生活費７７,２４０円、障害者加算額１７,８７０円及び住宅扶助費３６,０００円の合計１３１,１１０円を算定したうえで、予め把握していた障害基礎年金の改定後の額６６,２５０円及び障害年金生活者支援給付金５,１４０円を収入として認定し、これらを前記１３１,１１０円から差し引いた額５９,７２０円を支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

（３）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。

なお、本件処分の適法性を左右するものではないが、本件処分の理由提示について疑義があるため、以下付言する。処分の名宛人に対して当該処分の理由の提示を行う趣旨は、行政庁の判断の慎重・合理性を担保し、被処分者の争訟（不服申立て及び訴訟）提起の便宜を図るためと解される。

一方で、本件処分通知書には、処分の理由に「「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年厚生省発社第１２３号）第８－３－（２）－ア―（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と記載されているのみで、いかなる事実についてどのように法令を適用して本件処分が行われたかについての記載がない。

年金額の改定は毎年行われるもので、既に理解している被保護者もいると思われること、また、審査請求人は、本件審査請求を行っており、種々主張を行っていることから、直ちに、不服申立ての便宜が損なわれることはなかったとも言える。

しかしながら、本件処分通知書において、根拠となる法令のみならずその適用関係について記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被保護者自身が容易に理解できるよう具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

**第４　調査審議の経過**

　令和７年６月３０日　諮問の受付

令和７年７月　１日　審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知

主張書面等の提出期限：７月１５日

口頭意見陳述申立期限：７月１５日

令和７年７月２８日　第１回審議

令和７年８月２５日　第２回審議

**第５　審査会の判断**

１　法令等の規定

（１）法第１条は、「この法律は、日本国憲法第２５条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。

（２）法第３条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。

（３）法第４条は、生活保護制度の基本原理の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第１項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第５条により「（前略）この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

（４）法第８条第１項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」と、同条第２項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」と定めている。

　　　そして、法第１条及び第３条の基本原理に基づき、法第８条第１項及び第２項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護の基準を定めている。

（５）保護の基準別表第１第１章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費を規定しており、処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の額は７７,２４０円である。

また、第２章の２は、障害者加算について規定しており、処分庁所管区域内における審査請求人の障害者加算額は１７,８７０円である。

（６）次官通知第８の２は、収入認定の原則について、「収入の認定は、月額によることとし、この場合において、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により、そうでないときは前３箇月間程度における収入額を標準として定めた額により、数箇月若しくはそれ以上の長期間にわたって収入の実情につき観察することを適当とするときは長期間の観察の結果により、それぞれ適正に認定すること。」と記している。また、第８の３（２）ア（ア）は、恩給、年金等の収入について「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

　　　なお、次官通知は地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２４５条の９第１項及び第３項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

（７）局長通知第８の１（４）アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、１年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の支給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。なお、当該給付について１年を単位として受給額が算定される場合は、その年額を１２で除した額（１円未満の端数がある場合は切捨）を、各月の収入認定額として差し支えない。」と記している。

（８）国民年金法第１８条第３項は、「年金給付は、毎年２月、４月、６月、８月、１０月及び１２月の６期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。そして、同法第３３条第１項は、「障害基礎年金の額は、７８０,９００円に改定率を乗じて得た額（その額に５０円未満の端数が生じたときは、これを切り捨て、５０円以上１００円未満の端数が生じたときは、これを１００円に切り上げるものとする。）とする。」と定めている。この点について、改定率とは同法第２７条において「次条第１項の規定により設定し、同条（第１項を除く。）から第２７条の５までの規定により改定した率をいう。（後略）」と定めるところ、同法第２７条の２第１項において、「平成１６年度における改定率は、１とする。」と定めている。また、同条第２項は「改定率については、毎年度、第１号に掲げる率（以下「物価変動率」という。）に第２号及び第３号に掲げる率を乗じて得た率（以下「名目手取り賃金変動率」という。）を基準として改定し、当該年度の４月以降の年金たる給付について適用する。（後略）」と、同条第３項は、「前項の規定による改定率の改定の措置は、政令で定める。」と定めている。

（９）本件政令第１条は、「令和５年度における国民年金法第２７条に規定する改定率は、昭和３１年４月1日以前に生まれた者については１．０１５とし、同月２日以後に生まれた者については１．０１８とする。」と定めている。

（１０）年金生活者支援給付金の支給に関する法律第１５条第１項は、「国は、国民年金法の規定による障害基礎年金（以下単に「障害基礎年金」という。）の受給権者であって当該障害基礎年金を受ける権利について同法第１６条の規定による裁定の請求をしたもの（以下この条において「障害基礎年金受給権者」という。）が、その者の前年の所得（１月から９月までの月分のこの項に規定する障害年金生活者支援給付金については、前々年の所得とする。）がその者の所得税法に規定する同一生計配偶者及び扶養親族（第２０条第１項において「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、政令で定める額以下であるときは、当該障害基礎年金受給権者に対し、障害年金生活者支援給付金を支給する。」と定め、障害年金生活者支援給付金の支給対象を定めている。また、同法第１６条は、「障害年金生活者支援給付金は、月を単位として支給するものとし、その月額は、給付基準額（中略）とする。」と定めている。

また、支給基準については同法第４条において定めるところ、同条第１項は、「給付基準額（前条第１号に規定する給付基準額をいう。以下同じ。）は、５,０００円とする。」と、同条第２項は、「給付基準額については、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数（以下この項において「物価指数」という。）がこの法律の施行の日の属する年の前年（この項の規定による給付基準額の改定の措置が講じられたときは、直近の当該措置が講じられた年の前年）の物価指数を超え、又は下回るに至った場合においては、その上昇し、又は低下した比率を基準として、その翌年の４月以降の給付基準額を改定する。」と、同条第３項は、「前項の規定による給付基準額の改定の措置は、政令で定める。」としている。

さらに、同法第１９条において準用する第６条第１項は、「老齢年金生活者支援給付金の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、老齢年金生活者支援給付金を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と、同条第３項は、「老齢年金生活者支援給付金は、毎年２月、４月、６月、８月、１０月及び１２月の６期に、それぞれの前月までの分を支払う。（後略）」と定めている。

（１１）施行令第４条の２は、「令和５年４月以降の月分の給付基準額（法第３条第１号に規定する給付基準額をいう。）については、法第４条第１項中「５,０００円」とあるのは、「５,１４０円」と読み替えて、法の規定を適用する。」と定めている。

（１２）行政手続法（平成５年法律第８８号）第１４条第１項は、「行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。（後略）」と定めている。

２　認定した事実

　　審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

（１）平成１７年２月２３日付けで、審査請求人は障害基礎年金の支給決定を受けた。支給開始年月は平成１６年１０月、障害等級は○級○○号、年金額は７９４,５００円であった。

（２）平成１８年９月７日付けで審査請求人は処分庁に生活保護申請を行い、処分庁は平成１８年１０月１日付けで審査請求人の保護を開始した。

（３）令和５年４月より、障害○級を有する６７歳以下（昭和３１年４月２日以降生まれ）の障害年金の年額は７９５,０００円＋子の加算額とされた。

（４）令和５年５月２５日付けで、処分庁は審査請求人に対し、本件処分を行った。審査請求人に送付した保護決定通知書には、「１　保護変更　令和０５年０６月０１日」「２　保護の方法　居宅保護」「３　保護の種類　生活扶助、住宅扶助、医療扶助」「４　保護決定理由　年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた（中略）〔次官通知〕第８―３―（２）―ア―（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と記載されていた。

また、「５　扶助額」においては「ア　基準額７７,２４０〔円〕　経過的加算９３０〔円〕」「イ　加算額〔障害者加算〕　１７,８７０〔円〕」「住宅扶助　３６,０００〔円〕」「合計１３１,１１０〔円〕」、「収入充当額　７１,３９０円」と記載されており、「今回支給額」は５９,７２０円となっていた。

（５）令和５年７月２７日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

３　判断

（１）本件では、処分庁は、審査請求人の障害基礎年金額が変更されたことに伴い、収入認定額を変更し、令和５年６月分の保護費を決定する本件処分を行ったことが認められる。

（２）法第８条第１項及び保護の基準のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。また、保護の基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている（最高裁昭和４２年５月２４日大法廷判決・民集２１巻５号１０４３頁）。

また、次官通知第８の２、第８の３（２）ア（ア）、局長通知第８の１（４）アのとおり、収入の認定は、月額によることとされ、収入がほぼ確実に推定できるときはその額により認定することとされている。そして、年金等の収入については、その実際の受給額を認定することされ、１年以内の期間ごとに支給される年金等については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている。

そして、国民年金法第１８条第３項、第３３条第１項、本件政令第１条、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第４条第１項、第１５条第１項、第１６条、第１９条において準用する第６条第１項、施行令第４条の２のとおり、障害基礎年金の額は、毎年度改定される改定率を当該年度の４月以降の年金の給付に適用することとされ、障害年金生活者支援給付金は、総務省において作成する年平均の全国消費者物価指数に応じてその翌年の４月以降の給付基準額を改定することとされている。

これらを踏まえ、以下、本件処分の適否について検討すると、国民年金法第３３条第１項及び本件政令第１条により、令和５年度の審査請求人にかかる障害基礎年金額は国民年金法第３３条第１項に定める７８０,９００円に本件政令第１条の改定率１．０１８を乗じて算出した７９５,０００円であり、局長通知第８の１（４）アのとおりこれを各月に分割すると、１月あたりの額は６６,２５０円である。また、年金生活者支援給付金の支給に関する法律第４条第１項から第３項、第１５条第１項、第１６条及び施行令第４条の２により、同年度の審査請求人にかかる年金生活者支援給付金額は５,１４０円である。このように、処分庁は、障害基礎年金の額については毎年度改定されるものであることを踏まえ、審査請求人の受給する障害基礎年金の額が令和５年６月の支給分から月額６６,２５０円に改定されること、また、障害年金生活者支援給付金の額が同月の支給分から月額５,１４０円に改定されることを予め把握していたことから、次官通知第８の２の収入として認定すべき額について、ほぼ確実に推定できたものと認められる。

したがって、本件処分は、令和５年６月分の保護費について、保護の基準に基づき、審査請求人の基準生活費７７,２４０円、障害者加算額１７,８７０円及び住宅扶助費３６,０００円の合計１３１,１１０円を算定したうえで、予め把握していた障害基礎年金の改定後の額６６,２５０円及び障害年金生活者支援給付金５,１４０円を収入として認定し、これらを前記１３１,１１０円から差し引いた額５９,７２０円を支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

（３）以上を踏まえると、処分庁が行った本件処分に違法又は不当な点は認められない。したがって、本件審査請求は棄却されるべきである。

**第６　付言**

　当審査会の前記判断を左右するものではないが、以下付言する。

　行政手続法第１４条は、提示すべき理由の程度について何ら明文規定を置いていないが、同条第１項本文が、不利益処分をする場合に同時にその理由を名宛人に示さなければならないとしているのは、行政庁の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を名宛人に知らせて不服申立てに便宜を与える趣旨に出たものと解される。そして、同項本文に基づいてどの程度の理由を提示すべきかは、上記のような同項本文の趣旨に照らし、当該処分の根拠法令の規定内容、当該処分に係る審査基準の存否及び内容並びに公表の有無、当該処分の性質及び内容、当該処分の原因となる事実関係の内容等を総合考慮してこれを決定すべきである（最高裁平成２３年６月７日第３小法廷判決（民集第６５巻４号２０８１頁）参照）。

これを本件について見るに、法第８条の規定内容は抽象的であり、実際には保護基準に従って保護の実施がなされているところである。したがって、処分庁は、処分を行うに当たっては、いかなる事実に対しいかなる法規や通知を適用したかのみならず、いかなる事実に対しいかなる基準を適用して本件処分が選択されたのかを、その記載自体から処分の名宛人が容易に了知できるよう、具体的かつ丁寧に理由を記載することが求められる。

本件処分は収入額の変更に伴い支給すべき保護費の額を変更するものであるから、当然具体的な収入額の変更が根拠となるが、本件処分通知書の理由については、「年金等はその実際の受給額を認定する旨を定めた（中略）〔次官通知〕第８―３―（２）―ア―（ア）に基づき、収入認定額を変更します。」と記載されているのみで、実際の収入認定額が具体的にどれほど増加したかについては記載されておらず、本件処分通知記載の「収入充当額」の金額と過去の収入充当額の差額より判断するほかない。

本件処分における収入認定額の変更は年金額の改定を端緒とするものである。年金額の改定は毎年行われるもので、改定率に係る本件政令の改正は官報にて公布されるほか、改定内容も日本年金機構等を通じ公表されることから、年金額の改定により収入認定額が変更されることや、収入認定額の具体的な変更内容について被処分者は一般的には知りうるものではあるし、先述のとおり本件処分通知記載の収入充当額を過去のものと比較すれば収入充当額がどのように改められたかについては把握し得たものである。しかし、本件処分通知書において、根拠となる法令の条項や各種通知等をあてはめるべき事実が記載されていないことは、十分な理由提示と言えるか否かについて疑念を抱かせるものであったと言わざるを得ない。

処分庁は、上記の理由提示の趣旨に鑑み、処分の理由について、被処分者自身が容易に理解できるよう、根拠となる法令の条項だけでなくあてはめるべき事実も含め、具体的かつ丁寧に説明することが望まれる。

大阪府行政不服審査会第１部会

委員（部会長）一高　龍司

委員　　　　　渋谷　麻衣子

委員　　　　　酒井　貴子